

高島市役所本庁舎 現金自動預払機設置事業者募集要項

高島市役所本庁舎において、現金自動預払機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を下記のとおり行います。

1 趣 旨

高島市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。今回募集する現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」という。）を設置することで、市税の収納率の向上と来庁者の利便性の向上を目的に、設置事業者を募集します。

2 公募物件

施設名	施設所在地	設置場所
高島市役所（本庁舎）	高島市新旭町 北畑565番地	新館東側 20.00㎡ （詳細はP6に記載のとおり）

3 応募資格

- ・金融庁または財務局から預金取扱等金融機関の許可を得ている金融機関であり、申込の日から過去1年間において、ＡＴＭの設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有する者
- ・次のいずれにも該当しない者

（１）当該申込みに係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者

（２）国税および高島市税を滞納している者

（３）次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者

ア 市との契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者

イ 市が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 申込者が市と契約を締結することまたは高島市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施にあたり、市の職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（応募に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 応募に参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(5) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

4 ATMの設置条件等

(1) 設置期間（目的外使用許可期間）

令和9年1月4日から令和13年3月31日まで

設置期間は、5会計年度を限度とする。

※ 使用許可については年度ごととし、設置期間中は特別の事情がない限り、更新を行うものとする。

(2) 使用上の制限

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納入すること。

イ ATMを設置する権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。

(3) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。なお、市は、市の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

ア ATMの設置管理、故障、トラブル等の緊急対応については、設置事業者が責任をもって適切に行うこと。

イ ATMの設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

ウ ATMのカメラの設置にあたっては、撮影範囲を市に事前協議し設置すること。

エ ATMの故障、問い合わせおよび苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、ATMに、故障時などの連絡先を明記すること。

(4) 設置事業者費用負担

ア 行政財産使用料

高島市行政財産使用料条例（平成17年高島市条例第308号）の規定に基づき、A T Mは、使用面積1㎡当たり月額1,450円とする。

＜請求・納付＞

原則、上半期と下半期の2回に分けて請求する。本市が指定する納付書により、指定する期日までに納付するものとする。ただし、請求回数は協議の上、変更できるものとする。

・上半期分（10月請求）

・下半期分（4月請求）

イ 電気使用料

設置事業者は、A T Mの設置および運営に必要な一切の電気使用料を負担するものとする。

なお、電気使用料については、市ではなく、設置事業者が直接、電気事業者と契約を締結し、直接支払うものとする。

また、電気の引き込み工事等が必要となる場合の費用も、すべて設置事業者の負担とする。

ウ 設置および撤去費用

A T Mおよび付帯電気設備の設置、契約満了時の撤去に係る費用は、すべて設置事業者の負担とする。

エ 移設費用

設置期間中におけるA T Mおよび付帯電気設備の移設に係る費用は、すべて設置事業者の負担とする。

(5) 使用許可の取消または変更

高島市は、使用許可の条件に違反したとき、または応募資格等に適合しない状況となったときは、使用許可の取消または変更をすることができます。

(6) 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了または使用許可が取り消された場合は、市が指定する撤去期間内に原状回復し、施設管理者の確認を受けること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を高島市に請求することはできません。

5 応募方法および応募期限

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年10月26日（月）から11月24日（火）まで
午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

イ 配布場所

① 来庁により受け取る場合

高島市役所 総務部行財政局行政管理課（本庁舎本館2階）
滋賀県高島市新旭町北畑565番地

② インターネットにより受け取る場合

下記ホームページから、書類のデータをダウンロードしてください。

アドレス：<http://www.city.takashima.lg.jp>

ウ 質疑

質疑がある場合は、次の日時までに、別紙「質疑書」を持参するか、郵送（期限必着）または電子メール、FAXで送付してください。書面以外の方法（電話、口頭等）では受け付けません。

提出先 高島市役所 総務部行財政局行政管理局行政管理局課
〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

提出方法 電子メール：gyokan@city.takashima.lg.jp

FAX：0740-25-8100

受付期間 令和8年10月26日（月）午前9時から
11月 9日（月）午後5時まで

回答につきましては11月13日（金）に質疑者に対し回答書を配布します。

（2）応募書類の受付

ア 提出期間

令和8年10月26日（月）から11月24日（火）まで
午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

イ 提出先

高島市役所 総務部行財政局行政管理局行政管理局課（本庁舎本館2階）
滋賀県高島市新旭町北畑565番地

ウ 提出方法

申込書に必要な書類を添付して、行政管理局まで持参してください。郵送等による受付は行いません。

エ 提出部数

1部とする。なお、提出書類については、一切返却しません。

（3）応募にあたっての提出書類

ア 高島市役所本庁舎現金自動預払機設置希望申込書

イ 直近年度の国税の納税証明書（「法人税」および「消費税」（滞納がないことが確認できること） ※3か月以内に発行されたもの

ウ 直近年度の市税の納税証明書（滞納がないことが確認できること）
※3か月以内に発行されたもの ※高島市内に事業所（支店・営業所含む）がある場合のみ提出

エ 代表者事項証明書と規約または定款

オ 設置しようとするATMの図面およびカタログまたはその写し（寸法、諸機能が確認できるもの）

（4）応募にあたっての留意事項

申込者は、必ず設置希望場所の現地確認を行い、設置予定のATMが設置できることを確認し、申込みしてください。

6 選定方法等

(1) 選定方法

公開選定当日、抽選により選定します。

公開選定日 令和8年12月4日(金) 午前10時00分より

なお、申込者が1者の場合は、抽選を省略し、設置候補者とする。

(2) 決定通知

決定通知は令和8年12月中旬までを予定しています。通知に行政財産使用許可手続きの方法等を記載します。

7 決定後の辞退について

設置事業者に、決定後に何らかの理由で設置できなくなった場合は、別紙「現金自動預払機設置希望申込辞退届」(以降、「辞退届」とする。)を行政管理局まで持参すること。

持参された辞退届の受理を以て、次点者に確認の上、次点者を設置事業者とする。以降、次点者が辞退し下位の次点者の場合も同様とする。

8 問い合わせ先

高島市役所 総務部行財政管理局行政管理局

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

TEL: 0740-25-8112

FAX: 0740-25-8100

電子メール: gyokan@city.takashima.lg.jp

9 その他

提案された事業者に対して、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。(日時は別途通知します。)

【設置場所 詳細】

施設名	施設所在地	設置場所
高島市役所（本庁舎）	高島市新旭町 北畑565番地	新館東側 20.00㎡

